

# 住宅改修 申請書類チェックリスト

※このチェックリストは自己点検用のものですので、  
申請の際に提出する必要はございません。

●事前申請（※工事着工前の申請）

被保険者番号	
被保険者氏名	

## 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(様式第15号)

- 必要事項が全て記載されている
- 被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致している

## 住宅改修が必要な理由書

- 必要事項が全て記載されている
- 被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致している
- 身体状況や改修箇所の問題点、改修内容等が具体的に記載されている
- 理由書の作成者は認められた者である

## 見積書(内訳書)の原本

- 宛名が被保険者本人である
- 施工業者の社名等の記入や社印の押印がされている
- 改修の種類・箇所ごとに商品名、部材単価、数量等が区分けされて記載されている
- 材料費、施工費、諸経費等が区分けされて記載されている
- 支給対象外工事費が含まれている場合、支給対象・対象外が区分けされて記載されている

## 予定改修箇所の写真

- 撮影日が確認できる(日付入りの機能がないカメラの場合、ボード等に日付を記載の上撮影されている)
- 改修前の状態が確認できる
- 改修予定図が写真の中に記載されており、改修内容が確認できる
- 段差解消の場合、段差にメジャーをあてて撮影している

## 予定改修箇所の平面図

- 改修箇所や内容が記載されている
- 被保険者本人の動線がわかり、改修の位置が確認できる

## 承諾書(※住宅の所有者が被保険者と異なる場合必要)

- 住宅が持ち家の場合…住宅改修の承諾書(様式第2号)
- 住宅が賃貸の場合…住宅改修の承諾についてのお願(様式第3号)
- 住宅が市営住宅の場合…三島市建築住宅課の承認通知の写し

## 委任状(※振込口座が被保険者と異なる場合必要)

- 受領委任払いの場合…介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領に関する委任状(様式第4号)
  - 申請者は被保険者本人である
  - 施工業者の社印及び代表者印が押印されている
  - 要介護・要支援認定の新規申請中ではない(新規申請中の場合は、償還払い)
  - 在宅の確認が出来ている(入院・入所中の場合は、償還払い)
- 償還払いの場合…委任状(様式第5号)

## その他

- 在宅の確認が出来ている
  - 入院・入所中の場合、退院・退所予定日が確認出来ている
  - 入院・入所中の場合、償還払いである
- 要介護・要支援認定の申請中の場合、償還払いである

被保険者番号

被保険者氏名

●事後申請（※工事完了後の申請）

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修完了届(様式第7号)

- 必要事項が全て記載されている
- 被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致している
- 着工日・完成日は、事前申請受付以後の日付である
- 改修費用額は、事前申請時の金額と同じである
  - 異なる場合、変更の内容が記載されている
- 軽微な変更がある場合、変更の内容が記載されている

住宅改修は、事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。事前申請確認後に変更が生じ、そのまま工事を進めてしまうと、給付対象外となる場合がありますので、工事着工前に長寿介護課へ事前にご連絡ください。

領収証の写し

- 領収年月日が記載されている
- 施工業者の社名等の記入や社印の押印がされている
- 宛名が被保険者本人である
- 事前申請時の金額と同じである

工事費内訳書（※事前申請時の内訳書と変更がある場合必要）

- 改修の種類・箇所ごとに商品名、部材単価、数量等が区分されて記載されている
- 材料費、施工費、諸経費等が区分されて記載されている

改修箇所の写真

- 撮影日が確認できる(日付入りの機能がないカメラの場合、ボード等に日付を記載の上撮影されている)
- 改修内容が明瞭であり、固定状況や段差状況等が確認できる
- 事前申請の写真と同方向から撮影されている
- 事前申請の内容と整合した内容である

その他

- 在宅の確認が出来ている
- 事前申請時、要介護・要支援認定申請中の場合
  - 認定結果が出ていることが確認出来ている